任期付職員の募集について

国土交通省大臣官房総務課及び監察官室では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の職種の職員を募集します。

１．職種

大臣官房総務課長補佐（併任）大臣官房監察官

２．職務内容

・公益通報等に関する事務を処理すること

・官製談合の再発防止対策の実効性の検証など、国土交通省の行政の監察（働き方改革・コンプライアンスの徹底等）に関すること

（海上保安庁並びに海事局及び航空局の所掌に属するものを除く。）

・官製談合防止法、公益通報保護法等のコンプライアンス関係施策の推進に関すること

・国土交通省直轄工事契約書の解釈等に関する法的な助言等

３．募集人員

1名

４．雇用期間

令和７年８月1日から原則2年間（職務の状況によって、任期の更新もあり得ます。）

５．勤務地

国土交通省大臣官房監察官室

（東京都千代田区霞が関2-1-2　中央合同庁舎第2号館）

６．勤務時間

原則として、9時30分から18時15分まで

（昼休み1時間を含む。土・日・祝日・年末年始を除く。）

７．休暇

年次休暇（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）

特別休暇（3日間の夏季休暇を含む）、病気休暇、介護休暇

８．応募条件等

コンプライアンス及び入札契約法務に精通している弁護士の資格を有する者で、実務経験概ね1年以上を有する者

ただし、以下に該当する方は応募できません。

１）日本国籍を有しない者

２）国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により、国家公務員となることができない者

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

９．採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用予定です。国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。

１０．給与

任期付職員法に基づき支給

１１．応募方法

以下の応募書類を下記の書類提出先に郵送又はメールにて提出してください。

１）履歴書（本ホームページからダウンロードし、必要事項を記載。写真添付。）

２）資格証明書類（弁護士の資格を有することが分かるもの。）

１２．書類提出先

郵送：〒100-8918　東京都千代田区霞が関2-1-2　中央合同庁舎第2号館

国土交通省大臣官房監察官室　任期付職員採用担当

メールアドレス：hqt-kanbo.kansatsu.somu@gxb.mlit.go.jp

１３．応募締切

令和7年5月21日（水）必着

１４．選考方法

１）書類選考

２）面接審査：書類選考に合格した者が対象

（面接会場及び日時は、5月30日（金）までに書類選考合格者にお知らせします。）

１５．その他

応募書類は返却しません。応募書類に記載されている個人情報は、今般の職員の採用選考のために使用し、他の目的には使用いたしません。

１６．お問い合わせ先

国土交通省大臣官房監察官室　松田、入江

TEL　03-5253-8111　内線　22501、22513

　　Mail hqt-kanbo.kansatsu.somu@gxb.mlit.go.jp